

暗号資産の最新動向

特集

暗号資産の法的基礎知識

高松 志直 Takamatsu Yukinao 弁護士

伝統的な金融法務のほか、決済等の新たな金融法務、情報法務も取り扱う。暗号資産関連の直近の論文として『金融法務事情』2180号「金融取引とデジタル金融資産の取扱いに関する一考察—金融DXの潮流を踏まえて—」(一社)金融財政事情研究会、2022年)



暗号資産の法的な位置づけ

日本においても、実務上の取扱いとして、暗号資産が国民全般に広く普及するに至っています。このような状況を踏まえた場合、消費生活相談の現場においても、暗号資産に関する現状の規制に至る背景などを把握したうえで対応に臨むことが重要です。例えば、暗号資産がどのような経済的な機能を果たすのか、また、どのような点に着目した規制の枠組みとなっているのかなどは、相談対応における背景知識としても必要になるものと思われます。そこで、まずは暗号資産が現状の規制に至った経緯を概観します。

暗号資産に関しては、ビットコインなどの実際の取引の普及が実務レベルにおいて先行しましたが、実務上は、普及が進んでからしばらくの期間は、法規制が何ら存在しない状況が続いていました。もっとも、ビットコインなどの取引高が急増するにつれて、マネーロンダリング対策や利用者保護などの観点から、暗号資産の規制の必要性が議論されるに至りました。これらの議論を受け、暗号資産は、まず「仮想通貨」として位置づけられ、資金決済法において規制対象とされることになりました。具体的には、「仮想通貨交換業」のライセンスを取得した事業者のみが仮想通貨の取引を実施できるしくみが

整えられ、いわゆる取引所と呼ばれる事業者が法規制の下で事業を営むかたちとなりました。これにより、法規制の枠組みの下で一定の利用者保護が図られる手当てが講じられました。

前述の資金決済法の枠組みの範囲において、その後も「仮想通貨」の取引は着実に普及していきました。取引の急増という現象も随時登場する時代です。そして、このような普及の実態等を踏まえた場合、実質的には、「仮想通貨」が金融商品的な機能を発揮しているのではないかとこの点に注目が集まっていきます。そこで、これらの実質的な機能に着目し、資金決済法が改正され、「仮想通貨」を「暗号資産」という呼称に変更するとともに、金融商品取引法も改正され、暗号資産に関する証拠金取引などが規制の枠組みに取り込まれることになりました。これらの改正により、利用者保護に関する一定の枠組みがさらに整えられたものと一般に評価されています。また、資金決済という側面だけではなく、金融商品的な機能に着目される流れとなったことも注目に値します。

これらの経緯をたどったうえで、現状では、「暗号資産」という呼称が定着しており、その実務も比較的安定的に推移してきています。そのため、2022年の通常国会に提出されている資金決済法等の改正法案においても、従来型の暗



号資産交換業については、大きな制度変更を実施しない想定になっています。なお、ステーブルコインについては改正の動きがありますので、状況について後述します。

利用者保護の枠組み

前述してきたような改正の流れを踏まえ、利用者保護の枠組みとしては、例えば、次のようなものが設けられています。

ア 暗号資産の流出リスクへの対応

ホットウォレット(オンラインによる取扱いが発生する暗号資産のウォレット、事例として2018年に発生した暗号資産流出事件でねらわれた)で管理していた暗号資産の流出を防ぐことを目的として、現行の資金決済法では、暗号資産交換業者に対し、原則として、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法(オンラインによる取扱いが発生しないコールドウォレットなど)で管理することを義務づけています(資金決済法63条の11第2項、暗号資産交換業者に関する内閣府令27条)。

このような枠組みにより、利用者が預託している暗号資産が流出する事態を可及的に回避する措置が講じられています。実際にも、大規模な流出事故の発生は抑えられてきており、法令による手当てが効果を発揮している事例といえるでしょう。なお、このような措置を講じているに伴い、迅速な暗号資産の送付などが難しいこともありますので、利用者(相談者)から聞き取る際に背景知識として押さえておくことが有益でしょう。

イ 暗号資産交換業者の倒産時の対応

暗号資産交換業者において法的な倒産手続きが開始された場合に関しては、暗号資産交換業者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定として、暗号資産交換業者に対する利用者の暗号資産返還請求権に関する優先弁済権が認められています(資金決済法63条の19の2第1項)。

かかるルールにより、暗号資産交換業者の倒

産時においても利用者保護が一定の範囲で図られることとなります。暗号資産交換業者の倒産等のケースが相談窓口に寄せられたときも、これらの規定の存在を踏まえた冷静な対応を検討することが重要となります。

ウ 証拠金取引への対応

前述した金融商品取引法の改正により、暗号資産を原資とし、または暗号資産に関する指標を参照指標とするデリバティブ取引が同法の規制の対象となりました。具体的には、金融商品取引法上の「金融商品」の定義に暗号資産が、「金融指標」の定義に暗号資産の価格または暗号資産の利率等がそれぞれ含まれることとされています(金融商品取引法2条24項3の2号、25項)。

これにより、暗号資産にかかるデリバティブ取引またはその媒介、取次ぎを業として行うことは、第一種金融商品取引業に該当し、金融商品取引法に基づくライセンス(金融商品取引業の登録)の下で取引が行われることとなります。そして、証拠金取引を行う場合、証拠金倍率も一定限度を超えないことが求められます。以上の金融商品取引法の施行から運用が開始されて一定期間が経過していますが、証拠金倍率の規制が安定的に運用されており、過大な取引等は抑止できているため、利用者保護が一定限度で達成されているものと一般に評価されています。

エ ICOへの対応

いわゆるICO(Initial Coin Offering)については、従前、詐欺的な事案が多発したことに伴い、金融商品取引法において、同法の適用対象となる「電子記録移転権利」という概念を導入するとともに(同法2条3項柱書)、資金決済法で「暗号資産」の定義から電子記録移転権利を表示するものを除外することとし(同法2条5項ただし書き)、それぞれの法律の適用対象となるトークンの範囲の整理が行われました。これにより、いわゆるICOについては、基本的には、金融商品取引法または資金決済法によるルールの下で実施する枠組みとなっています。

以上のルール整備の結果、ICOのうち、特に、

有価証券的な性質を有するトークンを発行するものは、STO(Security Token Offering)として金融商品取引法に即して普及が進んでいますが、それ以外のICOは基本的には減少する傾向にあります。相談対応としては、このような傾向について把握したうえで、過去に実施されたICOについて引き続き個別に検討していくことが重要と思われます。また、STOについては、一般的な金融商品とほぼ構造は類似し、また金融商品取引法による規制と一般社団法人日本STO協会の自主規制がありますので、相談対応の際には、商品性を把握したうえで契約先事業者や関係者等と確認や取り取りするなどの運用をしていくことが有益と思われます。

暗号資産を法定通貨とする 海外の動きなど

ア 海外における動向

以上の法改正とは別の実務動向として、海外においては、暗号資産を法定通貨とする動きなどもあります。例えば、2021年には、中米に位置するエルサルバドルにおいて、暗号資産の1つであるビットコインを法定通貨とする試みが行われています。これらの動きは、暗号資産において本来的に期待されていた「決済」などの通貨機能の発揮を担わせるものであり、暗号資産の利用シーンにおける新たな地平を示すものと考えられます。

もっとも、暗号資産の法定通貨化が実施国にどのような影響を及ぼすかについては、依然として未知の部分が多い状況です。例えば、IMF(国際通貨基金)は、法定通貨とする動きに対し、金融の安定性や完全性および消費者保護の観点から大きなリスクがあることを理由として、法定通貨からビットコインを除外する旨の提言を行ったものと報じられています。このような提言は、例

えば、ビットコインの価値が急激に減少する事態などにより、市場や経済が混乱することへの危惧と、消費者が保護されないことへのリスクを想定したものと思われます。実際にこのようなリスクが顕在化するかどうかは、今後の各種動向を注視する必要がありますが、消費者保護という目線が提言に示されていることについては、相談現場との関係で押さえておくべきでしょう。

また、暗号資産をめぐるもう1つの重要な海外動向としては、暗号資産の移転における通知義務(いわゆるトラベルルール)の導入に向けた動きがあります。トラベルルールは、暗号資産を悪用したマネーロンダリング対策として、暗号資産の移転に関する各種の情報を暗号資産交換業者において把握することを求めるものです。現在、日本の業界においてもトラベルルールの対応に向けた取り組みが進められており、今後、業界におけるマネーロンダリング対策のさらなる充実が進むものと予想されます*1。

イ ステ이블コインに関する動向

日本国内においては、価格の安定性を重視して設計されたステーブルコインの普及に向けた各種の検討が進められています。例えば、金融庁が2022年1月に公表した「金融審議会 資金決済ワーキング・グループ報告(以下、報告)」*2において、ステーブルコインの分類についての整理が行われたうえで今後の法規制の枠組みが検討されるなど、今後の普及に向けた枠組みが整備されてきている状況にあります。具体的には、2022年の通常国会において、関連する法令案が提出され、成立した場合ステーブルコインに関する仲介者規制などが導入される見込みです*3。

ステーブルコインは、例えば、「法定通貨の価値と連動した価格(例：1コイン=1円)で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの(およびこれに準ずるもの)」といったものが想定されてお

*1 一般社団法人日本暗号資産取引業協会「当協会が定める自主規制規則におけるトラベルルール対応についてのお知らせ」(2022年3月1日)
<https://jyceia.or.jp/news/main-info/20220301-001/>

*2 金融庁「金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書の公表について」(2022年1月11日)
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111.html

*3 金融庁「第208回国会における金融庁関連法律案」
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/208/index.html>



り(報告17ページ参照)、ビットコインなどの従来型の暗号資産のような大幅な値動きは想定されないかたちで組成することが理論上可能です。そのため、今後、決済などの通貨的な機能を発揮するものとして消費者においても利用場面が広がる可能性があります。今後の相談対応においても注目しておくべき動きといえるでしょう。



NFTなどをめぐる実務動向



前項までで説明した海外や法改正をめぐる動向とは別に、実務レベルにおいては、暗号資産の周辺をめぐる動きとして、NFTなどの新たなサービスも登場してきています。NFTは、一般に、「Non-Fungible Token」の略称とされており、「非代替的な価値を表章するトークン」を総称するものです。例えば、服飾品や美術作品などのうち、希少性の高い物をデジタル上の財産的な価値として保有するような場面でNFTが用いられることがあります。具体的には、特定の物理的な財産に関し、その財産の帰属などを示す記録をブロックチェーン等において電子的に記録することで、「特定の人特定の財産を保有している(この保有をNFTというトークンによって対外的に示します)」という状況を作り出すことができます。

ブロックチェーン等のNFTに用いられる技術は、その技術の性質上、記録の改ざんなどが困難と解されていますので、記録の対象となる財産の真正性などをうまく確保することも一般的には可能といわれています。また、物理的な財産以外にも、映像コンテンツの一場面を切り取って独自のトークンとして利用者に帰属させるような利用方法も可能です。例えば、スポーツの中継動画のうちの1つの場面を切り取ってトークン化することで、「将来において、特定の利用者のみがその場面を保有や閲覧することができる」という機能を付与することもできます。今後、NFTの売買や交換などを実施するマー

ケットプレイスなどのサービスが増加し、消費者による売買や交換などのケースも増加するものと思われます。特に、消費者同士の売買や交換などにおいては、さまざまなトラブルの発生も予想されますので、個別相談においては一定の注意が必要となるでしょう。

NFTの枠組みについては、黎明期^{れいめい}にあり、法的な枠組みや解釈論についても、普及に伴って徐々に検討が進められている状況にあります。ある意味では、ビットコインが「仮想通貨」として普及していったプロセスに類似する側面もあるものと思われます。このような位置づけを考慮した場合、NFTは、バーチャル空間でのウェブサービスの進展とも相関して、社会的には有益な価値を有するものとしてさらに普及が進む可能性があります。相談対応では、NFTという一般的な名称に過度にとらわれることなく、「消費者が何を購入したのか」「消費者がどのような利用規約等を確認したのか」などの地に足の着いた検討を行うことが有益といえるでしょう。

なお、NFTについては、「現在、暗号資産交換業者においては、NFT関連事業やIEOなど、従来の暗号資産交換業に含まれないものも含めた新たな業務が開始・検討されているため、イノベーションの促進と利用者保護のバランスに留意しつつ、モニタリングしていくべき範囲や深度、着眼点を検討する」との考え方が金融行政において示されており^{*4}、今後の規制動向にも注目が必要となります。



おわりに



前述のように、暗号資産をめぐるのは、日本の法的な枠組みだけではなく、海外動向や実務動向を踏まえた検討を行うことが重要となります。今後は、NFTをめぐる相談が寄せられることも想定されますので、この点も含めた幅広い目配りを行っておくことが有益でしょう。

*4 金融庁「2021事務年度金融行政方針について」(2021年8月31日) 補足資料33ページ参照

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/20210831/20210831.html>